

事務連絡
令和2年3月2日

各市町村・広域保険者介護保険主管課長
特定非営利活動法人島根県介護支援専門員協会会長
社会福祉法人島根県社会福祉協議会会長
令和元年度介護支援専門員法定研修受講者

様

島根県健康福祉部高齢者福祉課
介護サービス推進グループ

新型コロナウイルス感染症に係る介護支援専門員
有効期間満了日の臨時的な取扱いについて

本県の介護保険行政につきまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止にむけた対応のため、県内で現在実施中の研修は、業務に支障が生ずる者のみに対象者を限定して実施することとしたところです。

この対応により、本来の資格更新時期を過ぎてしまう介護支援専門員がいることも想定されることから、介護支援専門員の有効期間満了日については以下の臨時的な取扱いを定めることとしましたのでお知らせします。

記

令和元年度介護支援専門員更新研修【実務未経験者】受講者について、当該研修を修了していなくても、**令和3年3月31日**までは資格を失効しない取扱いとする。

※ この取扱いは、更新研修受講者を対象としたものであり、実務研修及び再研修受講者は該当しません。

また、今後の法定研修についても感染症の拡大状況によっては研修そのものを延期・中止せざるを得ない恐れがございます。その際には島根県や研修機関のホームページ等でお知らせをいたしますので、逐次確認をお願い致します。

【お問い合わせ先】

島根県健康福祉部高齢者福祉課
介護サービス推進グループ

TEL：0852-22-5928

FAX：0852-22-5238